

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

目	次	ページ
令和6年度に向けた基本的考え	・ ・ ・ ・ ・	1
主な取組	・ ・ ・ ・ ・	2
I 社会福祉事業		
1 地域福祉推進事業		
(1)法人運営事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(2)広報事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(3)調査・研究・企画事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(4)普及啓発事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(5)小地域福祉活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(6)車いす貸出事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(7)地域福祉助成事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(8)ボランティア活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(9)福祉教育推進事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(10)災害ボランティアセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(11)地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業含む)	・ ・ ・ ・ ・	10
(12)あんしん未来支援事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(13)ささえあいサービス事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(14)ファミリーサポートセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(15)高齢者等入居支援事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(16)福祉相談	・ ・ ・ ・ ・	12
(17)ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(18)生活福祉資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(19)応急援護事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(20)生活支援体制整備事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(21)子ども支援活動費助成事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(22)地域支え合いの仕組みづくり事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(23)食を通じた見守り支援事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(24)歳末たすけあい運動事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(25)長寿応援基金事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(26)杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	13
II 公益事業		
1 介護保険事業		
(1)地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業	・ ・ ・ ・ ・	14
2 要介護認定調査事業	・ ・ ・ ・ ・	14
3 訪問育児サポーター事業	・ ・ ・ ・ ・	14
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	15
5 生活困窮者等自立支援事業	・ ・ ・ ・ ・	15
III 収益事業		
1 自動販売機設置事業	・ ・ ・ ・ ・	16

令和6年度に向けた基本的考え

令和6年度は、住民と共に地域共生社会を目指して策定した「杉並社協地域福祉活動計画（以下、活動計画）」の初年度となります。この活動計画の策定の目的は、急速な高齢化や核家族化、単身世帯の進行、ライフスタイルの変化から、8050問題やヤングケアラーといった複雑化・複合化した問題を抱える方等の困りごとを、住民や地域福祉関係者・団体、杉並区と緊密に連携しながら、地域全体で対応していくために地域づくりを進めることにあります。

活動計画で定めた基本理念である「お互いさまでささえあう みんなが認めあえるまち」のもと、4つの目標を設定しています。その基本理念と目標を実現するために、杉並社協は8つの活動計画事業を体系化しました。これまで住民や団体等の皆さんと共に既存事業において培ってきた専門性や地域のつながりを活かし、活動計画事業を着実に展開するとともに、以下の事業を重点的な取組として進めてまいります。

同時に、令和6年度は、「杉並社協中期経営計画（以下、経営計画）」の初年度でもあります。経営計画は、社協の中心的な役割である地域福祉の推進を支える財政・人・組織の基盤強化を計画的に進めていくために策定しました。「誰もがささえあいながら、ひとりとして孤立させない地域をつくる」を杉並社協の使命とし、3つの経営理念のもと、3つの具体的な取組について体系化しています。この経営計画においては、外部人材による評価制度を導入し、経営基盤の安定強化に取り組んでいきます。

なお、令和6年度当初予算においては、財源の現状を十分に踏まえ、新規では、地域福祉活動計画や地域づくりに向けた普及啓発経費等を中心に予算を編成し、その後の社会状況の変化を見据え、現時点で実施が可能な新規・拡充業務については計上することとします。

【主な取組】

地域福祉活動 計画 目標1

身近な地域でささえあう、住民のつながりづくりを推進します

家族や社会とほとんど接触のない住民が抱える多様で複雑化する困りごとや、制度のはざまに陥ってしまった地域課題を解決するには、個人の困りごとを地域の困りごととして一体的に支援を進めていく必要があります。地域の方々や関係機関と協力しながら支援のネットワークをつくり、地域課題の共有や解決に向けての仕組みをつくることが重要です。

1 小地域プラットフォームづくりの推進

○ 各生活圏域での地域懇談会などの実施

これまで生活支援体制整備事業における第2層協議体や区が設定する地域福祉コーディネーターの圏域のなかでネットワーク支援を行ってきました。令和6年度は、新たに3地区目となる地域福祉コーディネーターの配置を区から受託するとともに、これまでの既存のネットワークをベースにした圏域で、小地域プラットフォームづくりを推進していきます。プラットフォームは住民組織やボランティアグループ、NPO、社会福祉法人、行政、企業等と連携して、多様で複雑化する地域課題に対して、各々の立場から意見を出し合い、創意工夫を凝らした解決を生み出すための場であり、段階的な推進を図るために地域懇談会等を試行します。

また、地域等の単位で開催される会合等に出席の了解をとりつけながら、困りごと等に対する意見交換を行い、実績を積み上げていきます。

2 多様な支援のためのアウトリーチ

○ 支援につながっていない対象者へのアウトリーチ

複雑化する課題を抱えて悩み、苦しんでいる方の中には、自分がどこに相談すれば良いのか、どんな制度があるのかを知らずに暮らしている場合があります。社協の各所管は関係者や家族からの連絡を受け、対象者のいる場所に出向いて働きかける支援（以下、アウトリーチ）を行い、実績を積み上げている途上にあります。

令和6年度は、生きづらさを抱えた方の潜在的なニーズを把握し対応するため、ひきこもりや孤立している方の支援を担うくらしのサポートステーションの周知を強化するとともに、住民や行政等のネットワークの充実を図ることにより、アウトリーチ型のさらなる支援を行っていきます。

また、あんしんサポート事業においては、住み慣れた地域の中でその人らしく、自立できるくらしの継続を支援します。ささえあいサービスにおいては、利用者の困りごとを把握し、関係機関と連携しながら相互援助活動の充実につなげていきます。

○ 対象者を支えるための話し合う場の開催

制度のはざまに陥っている方や複雑な課題を抱える方への対応は、対象者が支援を受け取れる状態になるまで、継続的にアウトリーチしながら支援をしていくことが求められます。また支援につながった後も、対象者を取り巻く周囲の方々に理解を促し、支援機関と連携協力しながら、対象者の困りごとの解決に向けて取り組む必要があります。

令和6年度は、複雑な課題に対しては、各所管で協力し取り組むためのケース検討会等を開き、協働の仕組みづくりに取り組みます。

人とつながることができる「場」は、孤立・ひきこもり等、制度のはざまからこぼれ落ちる状態になることを気づき、防ぎ、サポートする力を持っています。

「場」は困りごとを受け止める以外にも地域の力を活かすことができます。身近な地域に、居心地良さを感じ、つながるきっかけをつくります。

1 身近な地域で集える「場」の推進

○ 身近な地域での多様な「場」の開催

住民の興味、関心に応じた多種多様な「場」が増えるためには、意図的な働きかけが必要です。令和6年度は、民間（企業、社会福祉施設）の空きスペースなどの情報収集や情報提供を行っていきます。具体的な取組みとしては、ささえあいサービス協力会員向けに実施している交流会を通じて、各個人の趣味や関心事に合わせた場の存在を情報提供することにより、既存のきずなサロンへの橋渡しやサロンの立ち上げ支援の相談を行っていきます。

また、きずなサロンや子ども食堂（地域食堂）、自主的な住民の集いの場等に職員が積極的に出向き、そこに集う住民の困りごとに寄り添うとともに、困りごとの解決を図る団体を紹介するなど、住民同士の顔と顔がつながるコーディネートを行っていきます。

地域福祉活動 計画 目標3

誰もが安心して相談できる「人」や「窓口」 を増やします

相談窓口につながるることができる人がいる一方で、窓口のハードルが高いと感じて相談できない、そもそも相談できることを知らない人もいます。そのために小さな悩みも相談につながるよう、身近な相談窓口が重要であり、困りごとに気づく力を地域で高めていくことが大切です。

必要な情報が必要な人に届くよう、受け止めている「人」や「窓口」を増やし、情報発信と相談しやすい体制づくりを進めていきます。

1 地域に出向く相談機能の強化

○ 幅広く受け止められる出張相談会の開催

杉並社協には、地域づくりや地域福祉権利擁護、生活困窮者支援、有償家事援助、生活福祉資金貸付、ボランティア活動の支援など多くの窓口があります。引き続き、これらの窓口が連携して、福祉なんでも相談として包括的な窓口となり、断らない相談支援をワンストップで取り組みます。

また、相談に来訪するのを待つまでもなく、職員自らが地域に出向き、出張相談を行い、杉並区内の各生活圏域の中で、社協の各所管が連携して取り組みます。

従前以上に関係機関に協力を依頼し、共に相談対応を目指せる環境づくりに努めながら、課題の解決を図っていきます。

2 気づき・学び・わかちあう力の醸成

○ 新たな人材発掘のための学習会等の開催

社協で実施している様々な各種講座（住民向け）を一元化・可視化し、対象者の枠を拡充して幅広く参加してもらえるように取り組んでいきます。

具体的には、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座やボランティア・地域活動者育成のためのチャレンジボランティア、ささえあいサービス協力員向けの各種研修等を拡充していきます。その他、傾聴ボランティアや災害ボランティアセンター運営スタッフのスキルアップ（フォローアップ）講座等を通じて、住民自身に困りごとに気づき、困りごとを抱える住民に寄り添える人の育成を行っていきます。

○ ボランティア学習や福祉教育の推進

未来を担う高校生や大学生に焦点をあてたプログラムとして、夏のボランティア体験学習や街頭募金活動等を用意し、福祉について学び、地域に関心を寄せられるような機会を増やしていきます。また、教育機関等からの相談に対して、障害当事者や関係団体・関係者等から話を聴く場面をつくり、地域で暮らす生活者の実態について学び、さらに福祉教育の推進を図っていきます。

3 区内社会福祉法人・NPO 法人等との連携の強化

○ 子ども、障害者、高齢者や生活困窮者等の属性を問わない相談支援

区内に社会福祉法人は約 40 法人、NPO 法人は 312 法人あります。とくに社会福祉法人については、高齢者、障害児者、子どもや生活困窮者等の対象ごとにさまざまな専門性を有しています。また NPO 法人については、医療福祉分野にかかわらず、様々な専門性を有した法人があります。それぞれの強みを活かしながら連携し、介護、健康、育児等、切れ目のない相談を通じ、区民の困りごとに対応するため、相談事業等の連携事業の企画を検討していきます。

また、社協をはじめ、各社会福祉法人は、福祉人材の確保が困難であり、法人単体での採用には限界があることから、ネットワークを活用した採用フェアの開催についても検討していきます。

地域福祉活動 計画 目標4

様々な人が地域活動に参加できるよう 環境を整えます

「地域がこうなったらよいのに」「こんなことがしたい」と思いを持ち活動したい方、行動している方が多くいます。しかし、活動したいという思いはあっても活動を開始し、継続するためには様々なサポートが必要です。

仲間を増やし、地域の資源を活かすため、情報発信やネットワークづくりが大切です。地域の力が十分に発揮でき、参加しやすい環境を整えます。

1 多様な参加を生み出すコーディネート推進

○ ボランティア・地域活動のコーディネート機能の強化

ボランティア・地域活動者の活動定着に向けたアンケート調査を行い、ボランティア講座の内容やコーディネートの改善に活かしながら、より多くの住民がボランティア・地域活動に参加できるようにしていきます。

○ NPO・ボランティア・地域団体等とのネットワークづくり

昨年度開催した「ボラセン交流会」をベースにしながら、ボランティア・地域団体同士がお互いの活動を知るとともに交流する機会をつくり、団体同士のつながりを深めてネットワークをつくっていきます。今後は、枠組みを拡充し、より多くの団体が集えるよう企画内容を充実させていきます。

また、災害時により多くのボランティア・地域団体が強みを活かした支援ができるように、平時における団体同士のつながりを深められるように「ボラセン交流会」等の場でネットワークづくりの強化を図っていきます。

2 企業等と地域団体とのマッチングの強化

○ 社会貢献の力を地域の活動に活かす橋渡し

地域の困りごとに取り組む地域活動団体や当事者団体にとって、活動を継続するためには、場所、もの、資金、人といった活動資源が必要になります。一方、地域貢献を目的とする企業や法人からは、食料等のもの、場所等が提供できるという相談も入ってきます。令和6年度は、企業等の社会貢献に対する考えと地域団体のニーズを丁寧に聞き取り、相互に希望をマッチングさせることを通じ、新たな活動の展開につなげられるよう地域福祉の推進を行います。

中期経営計画 具体的な取組

杉並社協の経営基盤の安定強化に取り組みます

地域福祉活動を支える社協の中心的な役割を果たすためには、経営基盤の安定強化が不可欠となります。理事、監事のほかに弁護士や公認会計士等の専門家をメンバーとした評価委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場から進捗や達成状況の評価を行います。

1 事業・組織の強化

○ 会員・寄附の拡大を重視した広報や情報発信の充実・強化

社協の中心的な役割の一つである地域福祉活動の推進を行うためには、社協自体の認知度を高めていく必要があります。

令和6年度は、地域福祉活動を支える大切な財源の一つである会費や寄附の確保に向け、その目的や効果を伝える広報発信を強化していきます。また広報活動においては、外部専門家の助言を受け、SNS等の活用による広報のデジタル化に力を注ぎながら、幅広い世代に対する社協の役割やサービス内容の周知に努めるとともに、各所管で作成する広報紙やホームページにおいても、社協の認知度を高められるように、一体感のある広報発信に取り組みます。

2 人財育成の推進

○ 将来に向けた職員の採用・配置の検討

これまでの職員採用は、欠員等発生時に必要に迫られ採用してきたため、保有資格や年齢構成等に偏りがあります。今後、管理職等の退職が順次発生することも踏まえ、昇任・昇格への職員の意識を高めるとともに、計画的な職員採用を行う必要があります。将来に向けて、職員の採用・配置を含めた「職員採用計画」を策定し、組織運営上必要な資格保有者の確保や年齢構成等のバランスの適正化に取り組みます。

3 財政基盤の安定強化

○ 自主財源の拡充

社協の使命である地域福祉の推進を図るためには、社協としての自主財源の確保・拡充が不可欠です。社協の取組や成果、あるいは利用者の声を掲載した社協ニュースや周知用パンフレットを作成し、手に携えながら、社会貢献に取り組む企業や団体に社協自らが足を運び、会員の勧誘や寄附の呼びかけを積極的に行います。

また、積立金等の資金については、従前、流動性に配慮しつつ定期預金での運用を行ってきましたが、今後は安全かつ有利な債券での運用を積極的に行い、財源の確保に努めていきます。

I 社会福祉事業

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
<p>1 地域福祉推進事業</p> <p>(1) 法人運営事業</p>	<p>1 法人運営会議 社会福祉法に基づき、公益性、透明性の高い組織運営を行う。 主に予算・事業計画、決算・事業報告など組織の重要案件について理事会、評議員会において協議、議決する。</p> <p>(1) 理事会 ・毎会計年度終了後3か月以内、10月、3月及び必要がある場合に開催する。</p> <p>(2) 評議員会 ・毎会計年度終了後3か月以内、3月及び必要がある場合に開催する。</p> <p>(3) 評議員選任・解任委員会 ・必要がある場合に開催する。</p> <p>(4) 監査 ・毎会計年度終了後3か月以内の年1回開催する。 ・相互検査を11月に実施する。</p> <p>(5) 中期経営計画評価委員会の開催 経営計画の進捗状況の確認及び評価を行う。 ・開催数：年2回（半期ごと）</p> <p>2 組織基盤の強化 「中期経営計画(令和6～9年度)」に掲げた取組を推進し、地域福祉の推進役として役割を果たしていくために、組織基盤の安定強化を図る。</p> <p>(1) 資金管理計画の策定 杉並区社会福祉協議会資産管理方針に基づき、資金管理計画を策定し、資産管理を行う。 ・令和6年度資金管理計画を策定する。</p> <p>(2) 自主財源の拡充 経営1 福祉課題に柔軟に取り組むための財源を確保する。 ・基金・積立金等の利率の高い運用に取り組む。 ・寄附の成果を伝えるPR活動を実施する。</p> <p>(3) 人財の確保と育成 経営2 ・職員採用計画を策定し、保有資格や年齢構成等の適正化に取り組む。 ・有用な人財の育成を目指し、職員の資質向上につながる効果的な研修を実施する。</p> <p>(4) 会員の参加促進及び組織強化 ・新規会員の拡大のため、社協の使命、経営理念や事業について広く周知していく。 また、会費により支えられている事業の実績や効果を伝え、会員自身が地域貢献をしていると感じられるよう働きかけを行う。とくに企業・団体会員の勧誘を強化する。 ・既存会員の継続促進及び納付手続きの簡便化を図る。</p> <p>(5) 地域公益活動ネットワークの推進 活動3-3、活動4-2 ・杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会法人の事務局を担い、地域公益活動の推進に取り組む。 ・子ども、障害児・者、高齢者、生活困窮者等を対象に支援する社会福祉法人と連携し、地域公益活動を推進する。</p> <p>(6) 地域協議会の開催 必要に応じ、地域公益事業を行う社会福祉充実計画に関する意見聴取の場として地域協議会を設置・運営する。</p> <p>(7) 業務改善・効率化と管理体制の確立 ・内部管理体制を見直し、業務改善や業務の効率化に取り組む。 ・外部専門家の活用による業務効率化を図る。 ・職員の改善提案による業務改善を推進する。 ・グループウェアの活用による情報管理体制を強化する。</p> <p>(8) 「杉並区社会福祉協議会中期経営計画」の推進 社協の経営基盤の安定強化に向けて、(仮称)中期経営計画推進委員会を設置し、「中期経営計画(令和6～9年度)」に掲げた取組について検討・推進する。</p> <p>3 部会及び支部の設置 地域の様々な福祉的課題を共有し、課題の解決に向けた取り組みを連携しながら活動していくために部会を組織する。また、地域社会における福祉増進を図るため、社協の支部を設置する。</p> <p>(1) 部会の設置 ① 保育部会 ② 民生委員・児童委員部会</p> <p>(2) 支部の設置及び活動費の助成</p>	

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
(2) 広報事業	<p>社協が担っている役割や取組を紹介し、社協事業の財源が寄附や募金で支えられていることを積極的に周知し、寄附の必要性を伝えながら社協の認知度の向上をめざす。 広報機能を強化し、各種ツールで効果的な広報・PRを行う。</p> <p>1 「すぎなみ社協」の発行（年間4回） 社協事業に関わる住民の活動を写真で伝えるなど、社協に関心が薄い人が見ても共感・理解ができるような紙面づくりを行う。 ・95,000部(新聞折込)×4回(6月、9月、12月、3月) ・6月発行分に社協会員振込用紙を印刷</p> <p>2 杉並社協ハンドブックの作成・配布 社協事業をわかりやすく紹介し、相談機関等に配布する。</p> <p>3 杉並社協リーフレットの作成・配布 社協主催の講座・イベント及び出展するイベント等で配布する。</p> <p>4 杉並社協ホームページの運営管理 社協の活動等を積極的に発信することを通じ、社協に対する認知度を高めるとともに、地域福祉活動への区民の参加を促すことができるようホームページの充実を図っていく。</p> <p>5 SNSによる情報発信 公式Facebook・Instagramの活用や、LINEの開設・運用によって、イベント情報等を多世代に向けて発信する。</p> <p>6 地域行事への出展 社協の周知PRのために地域の催事に積極的に出展する。</p>	<p>経営1</p> <p>経営1</p>
(3) 調査・研究・企画事業	<p>初年度となる「杉並社協地域福祉活動計画（令和6～9年度）（以下、活動計画）」に掲げた理念・目標を実現するため取組を推進する。</p> <p>1 杉並社協地域福祉活動推進委員会の開催 活動計画の進捗状況の確認及び評価を行う。 ・開催数：年2回（半期ごと）</p> <p>2 活動計画の普及啓発 活動計画の認知度を高め、区民等の理解を得るために説明会等を開催し、普及啓発を図る。</p>	
(4) 普及啓発事業	<p>地域の福祉力向上を目的に暮らしの課題などを発信し、区民と共にその解決への糸口を考える場について見直し、試行的に実施していく。</p> <p>1 福祉啓発イベントの開催 地域の困りごとに対し、お互いさまでささえあう活動に区民の関心が高まるような地域福祉の普及啓発イベントを実施する。</p>	
(5) 小地域福祉活動推進事業	<p>地域住民が主体となって身近な課題を拾い上げ、小地域単位の地域特性にあった活動を行い、世代を超えて顔の見える関係づくりを進めることを支援する。</p> <p>1 小地域プラットフォームづくり（地域支援ネットワーク）の推進 ・身近な地域で地域住民や団体が「困りごと」に気づき、解決に向けた情報交換や地域懇談会等を開催する。 活動1-1</p> <p>2 きずなサロン支援事業 ・きずなサロンの立ち上げ支援や運営を支援する。 個人の課題や地域の関心事に合わせたサロン運営支援を検討・実施する。 ・サロン運営者・参加者に向けた情報発信やサロンリーフレットを刷新する。 ・サロン活動希望者への立上げ支援を実施する。 ・サロン同士のつながりづくり、ネットワークづくりを行う。 サロン活動者向け勉強会または交流会を実施する（年1回）。 活動2-1</p> <p>3 身近な地域で、住民の興味・関心に応じた多様な「場」の開催支援 ・公共、民間のスペース等の情報を収集し提供する。 ・身近な地域の「場」で顔と顔がつながるきっかけづくりを行う。 活動2-1</p> <p>4 子ども食堂（地域食堂）等の支援 ・「子ども食堂ネットワーク」の事務局として運営をサポートする。 ・子ども食堂（地域食堂）の新規立ち上げ相談や寄附の橋渡しを行う。 活動2-1</p> <p>5 関係機関との連携強化 地区の担当を決め、定期連絡会に参加することで、事業への協力、情報収集・提供等を行い、地域課題や困りごとを共有し、解決方法を共に考え取り組む。 ・杉並区民生委員児童委員協議会・杉並区町会連合会・ケア24 ほか 活動1-1</p>	

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
(6) 車いす貸出事業	<p>困ったときに家の近くで借りられるように、地域と協力して貸出事業を行う。</p> <p>1 車いすの短期貸出</p> <p>2 車いす貸出拠点の維持・管理及び拡充 既存拠点での車いすの管理及び必要に応じた交換、メンテナンス、老朽化した車いすの廃棄を行う。 ・老朽化した車いすをノーパンクタイヤ車いすに順次交換する（10台）。 ・社内保管車いすのメンテナンスを実施する（年2回）。 ・公共施設等へ拠点を拡充する。</p> <p>3 車いす貸出事業を介したニーズ把握</p> <p>・貸出を通じて把握した相談を必要な相談支援機関につなげる。</p>	活動1-2
(7) 地域福祉助成事業	<p>「地域で人と人とのつながり」をつくる活動を応援するため助成事業を行う。</p> <p>1 地域福祉活動費助成事業の実施</p> <p>区内における地域活動のうち新規活動の立ち上げ、先駆的活動に対するチャレンジ応援助成（50万円上限）と既存活動の活性化のための定例活動活性化助成（20万円上限）を行う。 ・予定総額 400万円</p> <p>2 助成金利用事業の報告、PR</p>	活動4-2
(8) ボランティア活動推進事業	<p>ボランティア・地域活動へ興味・関心をもった人たちが出会い、知り合い、活動先につながるようにコーディネートし、ボランティア活動を必要としている方々の相談対応も行う。 あわせてNPO、ボランティア、地域団体等がお互いの活動内容を共有し、団体同士のつながりを深められるような機会をつくる。</p> <p>1 コーディネート事業</p> <p>(1) 地域とつながろう講座～チャレンジ！ボランティアの開催</p> <p>・多様なテーマで講座等を開催し、ボランティア活動へのきっかけとなることを目指す。 ・すぎなみ地域大学と共催で、ボランティア活動についての講座等を開催する。</p> <p>(2) 特技を活かしたボランティア登録、コーディネート及び発表の場の提供</p> <p>・活動先となる福祉施設等への特技ボランティアの紹介 ・特技さんラインナップの発行およびホームページ上での特技さん周知</p> <p>(3) ボランティア活動相談対応及びコーディネート業務</p> <p>・相談者のニーズを受け止め、活動への適切なコーディネートを行う。 ・地域の社会資源を活用したボランティア活動を広める。</p> <p>(4) ボラセン交流会の開催</p> <p>・ボランティアセンターに関係する団体、ボランティア等が互いの情報を知り、活動をさらに発展させるようなつながりの場を提供する。 ・団体活動が活性化するための情報発信をする。 ・災害時に備えた平時からの団体間のネットワーク形成を進める。</p> <p>2 人材養成・研修事業</p> <p>地域の困りごとに気づいた人、自らが情報提供や相談機関等につなぐことができる人材を増やす。また、未来を担う若い世代を対象に地域への関心を育ていける機会をつくる。</p> <p>(1) 地域での人材養成及びフォローアップ</p> <p>・傾聴ボランティアスキルアップ講座を開催する。 ・各種連絡会へ参加する。</p> <p>(2) 夏のボランティア体験の開催</p> <p>・幅広い世代を対象とした夏休み期間中のボランティア体験プログラムを提供する。 ・小・中学校等を通じて福祉について学び、地域とつながるプログラムを提供する。</p> <p>3 情報の収集と発信・提供</p> <p>情報発信ツールを積極的に活用し、NPO・ボランティア・地域活動団体をより多くの地域住民へ周知し興味・関心を高める。また、団体が活動継続できるよう情報発信のサポートを行う。</p> <p>(1) ボランティアセンター事業と連動した情報紙「ボラン・て」の編集、発行</p> <p>・毎月10日発行（月4, 500部） ・特集企画やボランティア情報を掲載する。</p> <p>(2) ボランティアセンターホームページの運営</p> <p>・ボランティア、地域活動に関する情報を発信する。 ・活動者によるボランティア、地域活動情報の発信をサポートする。</p>	活動3-2 活動4-1 活動4-1 活動3-2 活動4-1

事業名	事業内容
(8) ボランティア活動推進事業	<p>4 ボランティアセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催：年4回程度を開催する。 ・各種部会（広報・企画・調査部会）を開催する（随時）。 ・団体登録、情報通知登録を行う。 ・活動団体への支援：器材の貸出を行う。 ・ボランティア保険、行事保険の加入を支援する。 ・センターボランティア切手整理（毎月第3水曜日）、その他随時開催する。 ・情報紙を発送する（毎月10日前後）。
(9) 福祉教育推進事業	<p>地域の困りごと等の福祉課題を取り上げ、ボランティア学習、福祉教育の推進を図る。</p> <p>1 高齢者模擬体験セット、体験用車いす等の貸出</p> <p>2 学校等でのボランティア学習、福祉教育プログラムの企画への協力、講話依頼への対応 活動3-2</p> <p>3 福祉教育プログラムへの障害当事者及び講師の紹介</p> <p>4 福祉教育プログラムを導入するためのツールの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等向けにプログラム例を記載した福祉教育プログラム集を提供する。 ・教職員等向けに福祉教育をイメージするための動画を作成し提供する。
(10) 災害ボランティアセンター事業	<p>民間団体と連携しながら支援体制づくりに取り組むとともに、区民の災害に対する知識向上、災害時のボランティア協力を呼び掛ける。</p> <p>1 災害ボランティアネットワークの拡充 活動4-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援活動（コーディネート）を円滑に進めるため、区内関係団体等とのネットワーク連絡会を開催する。平時から活動支援に関わる課題等を共有し、解決に向けて話し合う。 ・城西ブロック内社協（練馬・豊島・中野・板橋）との支援体制づくりを整備する。 <p>2 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座の開催 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営を支えるボランティアスタッフを養成する。 <p>3 災害ボランティア講座の開催 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ養成講座修了生等を対象としたスキルアップ講座を開催する。 ・地域を知り、防災について学ぶ場を提供する（防災まち歩きの実施等）。 <p>4 災害ボランティアセンター運営訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員向け研修（訓練）を実施する。 ・区民参加型での運営訓練を実施する。 <p>5 災害ボランティアセンターの周知PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の防災イベント等へ参加する。 <p>6 災害ボランティアセンターの充実に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協内作業部会（災害対応委員会）での訓練内容検討、マニュアル改編を検討する。 ・資機材を整備する。 ・効果的な訓練に向けて検討する。
(11) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む）	<p>判断力が十分でない障害者や高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、契約に基づき支援する。本人の権利を護りながら福祉サービスを利用する際の手続きや、郵便物等書類の確認と対応、日常の金銭管理等を行い、地域で生活を続けるための支援を行う。また、判断力は十分であっても外出に支障のある重度身体障害者にも対応する。成年後見センターをはじめ、行政、ケア24、関係機関等と連携しながら権利侵害を防ぎ、適切な支援を行うと共に、潜在的ニーズにも応じることができるよう、権利擁護についての理解を深めていく。</p> <p>1 適切な相談対応と契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談への適切な対応を行う。 ・専門員のスキル向上の取り組みを行う。 <p>2 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会を開催するなど潜在的ニーズの発掘のための周知活動を行う。 活動1-2 ・他機関が開催する地域ケア会議、事例検討等へ参加し、権利擁護への理解を深める。 ・民生児童委員、障害当事者等への事業説明を行う。 ・広報紙、社協の他部署、他機関と連携し、権利擁護事業を周知する。 ・地域活動者等への事業周知等を行い、新たな支援員の担い手を発掘する。 活動3-2

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
(11) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む）	<p>3 関係機関との連携強化による契約者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政、ケア24、すまいる、ケアマネジャー、相談支援事業所、成年後見センター等との連携を強化する。 <p>4 生活支援員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援員向け研修を実施する。 生活支援員と専門員との連携を強化する。 	
(12) あんしん未来支援事業	<p>杉並社協の独自事業として、区内に暮らしている判断力の十分な高齢者や障害者等で、支援可能な親族がいない方を対象とする。確かな判断能力のあるときに緊急時の支援方法を決めて定期的な見守りを行うことで安心して暮らせるよう支援する。</p> <p>関連制度の動向を踏まえて事業検証を行い、支援内容等の見直しを行う。</p> <p>1 適切な相談対応と契約者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談スキルの向上を図る研修等を開催する。 日常の見守り及び必要時の適切な対応を行う。 支援体制を整備する。 <p>2 あんしん未来支援事業審査会の開催</p> <p>利用希望者の契約審議や契約者課題について専門家の意見を聞き支援の方向性を確認する。（年3回開催）</p> <p>3 関係機関との連携強化</p> <p>ケア24や民生児童委員、医療機関等関係機関との連携を進める。</p>	
(13) ささえあいサービス事業	<p>日常生活を送る上で手助けの必要な人（利用会員）が安心して自立した生活を地域で送れるよう、家事や介護を援助する地域に貢献したい思いのある（協力会員）をつなぐ。</p> <p>地域住民同士でのささえあいを作り出し生活支援の充実を図る。</p> <p>1 相談援助及び利用会員の登録 活動3-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用相談に対して必要な情報提供と訪問によるニーズ把握をし、利用会員登録を行う。 利用会員のニーズを見極め、状況に応じた柔軟なサービスの提供に取り組む。 相談内容に応じて必要な支援につながるよう他機関と連携し支援する。 <p>2 協力会員の確保 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力会員募集案内を、区報、区掲示板、関係各所、店舗など様々な場へ掲示する。 登録説明会を年6回実施する。 個別説明を随時実施する。 <p>3 協力会員活動に必要な知識の習得、スキルの向上 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> フォローアップ研修を年3回実施する。日常生活を送るのに困難さを抱えている方々についての知識を得てより支援が必要な方々への支援に活かしていく。 交流会を年1回実施する。協力会員同士の交流や地域活動者の情報交換により、交流の促進と活動に必要な情報を得る <p>4 情報提供とPR 活動2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報紙「ささえあい」による、会員活動に必要な情報や地域活動の情報提供をする。（利用会員対象に年4回、協力会員対象に年12回） 関係機関向け情報誌を年2回発行する。関係各所に持参し、事業周知と住民同士の支え合い推進への働きかけを実施する。 地域別交流会を、地区担当エリアごとに協力会員とささえあいサービスや地域活動に興味のある方も交えて開催する。 <p>5 生活支援の充実、推進 活動4-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内活動団体や機関と情報交換会や、勉強会、協働企画など知識の習得とともに連携が深まる取り組みをする。 より多くの協力会員をささえあい活動や地域活動につなげる。 	
(14) ファミリー・サポート・センター事業 { 杉並区 }	<p>区民の子育てを応援するために、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）がそれぞれ登録して、地域住民同士で子育てを支え合う相互援助活動を行う。</p> <p>1 相談援助及び利用会員の登録 活動2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用相談に対して必要な情報提供をし、入会希望者には面談の上、登録を行う。 地域での子育て 援助活動のためのマッチングを行う。 <p>2 協力会員の確保 活動2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力会員募集案内を、区報、掲示板、関係機関、子育てサロン等に掲示する。 	

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
(14) ファミリー・サポート・センター事業	<p>3 協力会員活動に必要な知識の修得、スキルの向上 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動必須研修を実施する。(登録時研修、ステップアップ講習会、幼児安全法) ・フォローアップ研修を年2回実施し、子育て支援の知識の習得やスキルの向上を図る。 ・交流会を年1回実施する。協力会員同士の交流や情報交換により、活動への意識や意欲を高める。 <p>4 情報提供とPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並ファミサポ通信を年4回発行する。 ・チラシ、入会の手引き等の関係機関への配付による事業周知を実施する。 ・関係機関との情報共有、行事やサロンへの参加を通じ、地域住民同士での子育て支援の周知に取り組む。 <p>5 杉並子育て応援券の対応 活動4-1</p> <p>利用会員の速やかな応援券の活用と協力会員の利便性を図る。</p>	
(15) 高齢者等入居支援事業 〔杉並区居住〕	<p>区内の民間賃貸住宅に住む65歳以上の単身の方、身体障害者、精神障害者、愛の手帳の交付を受けている単身の方を対象に預託金を預かり、本人死亡時に「残存家財等の撤去」、「葬儀の実施」を行う。</p>	
(16) 福祉相談	<p>全職員が地域に出向く機会を活かし、地域の福祉課題の把握に努め、孤立しがちな住民等、地域で暮らし続ける力を支えるために相談事業を行う。</p> <p>1 福祉なんでも相談の実施 活動1-2</p> <p>(1) 制度、サービスの狭間の相談受付、伴走支援 活動3-1</p> <p>(2) 相談内容の傾向分析とスーパーバイズ(助言、援助、指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協全体でケースを受け止める体制の整備する(随時)。 <p>(3) 社内連携の仕組みづくり</p> <p>一係では受け止めることが困難なケース等、社協内の横断的な連携を図るための勉強会・事例検討会等を実施し、係間連携、相談対応の質の向上を図る。</p>	
(17) ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業 〔東京都社会福祉協議会〕	<p>1 訓練促進資金</p> <p>区が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。</p> <p>貸付額：入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内</p> <p>2 住宅支援資金</p> <p>区が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者等を対象に、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。</p> <p>貸付額：月額4万円以内、上限12か月</p>	
(18) 生活福祉資金貸付事業 〔東京都社会福祉協議会〕	<p>地域に暮らす低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図る。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付については、償還事務と相談支援を行う。</p> <p>また、生活困窮者自立相談支援機関(くらしのサポートステーション)等との連携を強化し、生活が困窮している世帯等に必要な支援を行う。</p> <p>1 生活福祉資金貸付</p> <p>(1) 資金貸付制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみ社協等を活用し事業周知を行う。 ・民生委員や関係機関への周知を通じ、必要な方への周知を強化する。 <p>(2) 低所得者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の自立及び償還が見込まれる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、安定した生活を送れるよう支援する。 <p>(3) 償還業務の適切な遂行と滞納者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都社会福祉協議会から発行される償還通知等を送付するとともに、借受人の償還が適切に進むよう促す。 ・滞納者世帯の生活状況等の把握に努め、必要に応じて救済制度及び他制度利用へのアプローチを行う。 <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付</p> <p>(1) 償還相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還等手続きを支援する。 	

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
(18)生活福祉資金貸付事業 〔東京都社会福祉協議会〕	(2)償還困難者へのフォローアップ支援 ・償還猶予に係る相談の受付を行う。 ・償還猶予中の生活状況の把握、見守り支援を行う。 ・生活再建に向けた相談支援と、自立相談支援機関に繋ぐ等の支援を行う。	活動1-2
(19)応急援護事業 〔杉並区〕	生活困窮者に対し、区役所と福祉事務所を窓口として、応急的、一時的な援護を行うことにより自立更生を助長し、生活の安定と生活意欲の増進を図る。 (貸付窓口：杉並福祉事務所 保健福祉部管理課)	
(20)生活支援体制整備事業 〔杉並区〕	高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して自分らしい生活が送れるように、地域における支えあいの体制づくりを推進する。 1 第1層生活支援コーディネーターの配置 (1)普及啓発事業として、広く区民に「ささえあいの地域づくり」を浸透させる取り組み ・区民向け講座を年1回開催する。 (2)第2層生活支援コーディネーターとの連携協力	活動1-1
(21)子ども支援活動助成事業	子ども食堂等、子どもに対する支援活動に対して助成することで、子どもが健やかに育成される環境整備を図る。 1 子ども支援活動費助成事業 ・予定総額 200万円	活動4-2
(22)地域支え合いの仕組みづくり事業 〔杉並区〕	住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることでできる環境を作り、地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を図る。そのため地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備と地域福祉活動への関心を高める取組を検討、実施していく。 1 地域福祉コーディネーターの配置 ・配置地区(西荻窪、荻窪、高円寺地域)にて個別課題、地域課題の情報収集の実施 ・地域の実情に合わせた、地域の集いの場の立上げ支援、住民同士がつながる場(地域懇談会等)の開催(随時実施)。 ・地域福祉コーディネーターの機能・役割を周知PRし、関係機関、地域団体と連携を図る。	活動1-1、2 活動3-1 活動4-2
(23)食を通じた見守り支援事業 〔杉並区〕	社協職員が「見守りコーディネーター」として、子ども家庭支援センターがアセスメントした要支援児童世帯に、食材配送後に定期的な家庭訪問(3カ月単位、協議の上延長あり)をし、安否確認を行う。また、事業終了後に要支援児童世帯へ子ども食堂(地域食堂)等の地域資源を情報提供することで地域とのつながりをつくっていく。 1 食を通じた子どもの見守り支援 (1)対象家庭への食材の配送に伴う訪問活動 (2)訪問時に児童の安全及び家庭の状況の把握	
(24)歳末たすけあい運動	住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現に向けた多様な活動を財政面から支援するため、募金運動を推進する。 1 歳末たすけあい運動の実施 地域住民が主体となって行う福祉活動や社協が推進する地域福祉活動推進事業を行う財源とするため、12月1日から12月31日の間、募金活動を実施する。 ・街頭募金を区内小中学校等の協力を得て実施する。 2 東京都共同募金会 杉並地区協力会の事務局運営 赤い羽根共同募金(10月1日から12月31日まで)募金活動を実施する。 ・東京都共同募金会杉並地区協力会理事会を開催する。 ・東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会を開催する。	活動3-2
(25)長寿応援基金事業	杉並区長寿応援ポイント制度の「長寿応援ファンド」の適切な管理・運営及び、助成金の交付を行う。	
(26)杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯の子どもの高校進学を支援するため、「東京都受験生チャレンジ支援貸付事業」の補完事業として、中学3年生を対象に学習塾等の受講費用の貸付を行う。 ・貸付限度額 1名につき10万円 ・貸付予定件数 70件	

Ⅱ 公益事業

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営												
<p>1 介護保険事業 (1)地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業</p> <p>・南荻窪 ・梅里 ・梅里</p> <p>〔 杉並区 〕</p>	<p>高齢者の様々な相談を正確に聴き取り判断し、適切な支援につなげる。また、「認知症対策」「在宅医療連携推進」「生活支援体制整備」などの業務を通じて、地域包括ケアシステムの構築を図る。</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(1)地域との連携 活動1-1,2、活動2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進員を中心として、第1層生活支援コーディネーターと連携協力し、第2層協議体の活動展開を図っていく。 ・担当地域の在宅医療ニーズを把握し、在宅医療と介護の連携を図る。 ・社会資源の活用と広報周知活動を行う。 ・地域のニーズや特性に応じた介護者支援（家族介護教室の開催等）を行う。 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくための地域の土壌づくりとして、「認知症サポーター養成講座」や「ステップアップ講座」等を実施する。 <p>(2)支援困難事例対応とケアマネジャーへの支援・同行・助言・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例等の対応、検討を図るために地域ケア会議を開催する。 ・介護支援専門員同士の連絡会、ネットワーク作り、事例検討会、研修会等を企画し実施する <p>2 高齢者総合相談・支援</p> <p>(1)総合相談・支援と実態把握 活動1-2</p> <p>専門性を活かし、高齢者に関する様々な相談を受け止め、対応すべき課題や優先順位を検討し解決に向けた支援を行う。さらに、相談を待つだけではなく、地域に出向いて実態を把握して適切な支援機関につなぐ。</p> <p>(2)高齢者虐待防止・権利擁護事業</p> <p>地域の身近な相談機関として相談や通報を受け速やかに訪問し、高齢者の意思を尊重しながら安全や権利を守るための支援をする。</p> <p>(3)介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に対し個々の生活課題に向き合い、自立の可能性を引き出すプランを作成する。 ・高齢者の自立・役割・生きがいのための総合的な支援を実施する。 													
<p>2 要介護認定調査事業 (指定市町村事務受託法人)</p> <p>〔 杉並区 〕</p>	<p>介護保険の新規申請、更新申請、区分変更申請の認定調査を 区内3か所の調査事務所から在宅・施設・病院へ訪問し調査を行う。</p> <p>経営効率の向上を図るための検討を行う。</p> <p>1 区内調査3事務所の経営（年間合計 約9,000件）</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">南荻窪事務所</td> <td style="width:30%;">208件/月</td> <td style="width:30%;">年間計</td> <td style="width:10%;">2,500件</td> </tr> <tr> <td>永福事務所</td> <td>291件/月</td> <td>年間計</td> <td>3,500件</td> </tr> <tr> <td>天沼事務所</td> <td>250件/月</td> <td>年間計</td> <td>3,000件</td> </tr> </table> <p>2 区外調査の実施（年間合計 約1,080件）</p> <p>区外担当事務所 90件/月</p> <p>3 調査員の資質向上</p> <p>内部研修 1回、現任研修 1回</p>	南荻窪事務所	208件/月	年間計	2,500件	永福事務所	291件/月	年間計	3,500件	天沼事務所	250件/月	年間計	3,000件	
南荻窪事務所	208件/月	年間計	2,500件											
永福事務所	291件/月	年間計	3,500件											
天沼事務所	250件/月	年間計	3,000件											
<p>3 訪問育児サポーター事業</p> <p>〔 杉並区 〕</p>	<p>1歳未満の乳児のいる家庭に、子育て経験があり専門の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者からの子育てへの悩みや心配ごとに対して、受け止め不安の解消につなげ、地域で安心して子育てができるような手助けを行う。</p> <p>さらなる支援が必要と判断した家庭には関係機関との連携により虐待未然防止等の役割を果たしていく。</p> <p>1 相談援助及び訪問活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談依頼に対してコーディネーターが訪問によるアセスメントを行いサポーターに繋げる。 ・訪問育児サポーターによる訪問活動を行う（訪問は3回まで。多胎児は6回）。 <p>2 訪問育児サポーターに必要な知識の修得、スキルの向上 活動3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップ研修を年1回実施する。育児の知識や保護者の不安や悩みに寄り添えるスキルの向上を図る。 ・交流会を年1回実施する。サポーター活動に必要な情報共有を図る。所管課との連携を深める。 <p>3 情報提供とPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へのチラシを配架する。 ・育児相談会、離乳食講習会、プラザにて事業PRを実施する。 													

事業名	事業内容	地域福祉活動計画：活動 中期経営計画：経営
3 訪問育児 サポーター事業 (杉並区)	4 訪問育児連絡会の開催 5 サポーター養成 ・サポーター養成講座を適宜開催する。サポーター候補者を育成する。	活動3-2
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	・保育所施設及び諸整備の充実を図り、円滑な運営を確保し児童福祉の向上に寄与するため、私立保育所の施設整備のための資金を無利子で貸付ける。	
5 生活困窮者等 自立支援事業 (杉並区)	<p>経済的困窮や社会的孤立等生きづらさを抱えた区民の困りごとに寄り添い、伴走型の支援を展開しながら、地域社会とのつながりを目指すなど個々人の自立に向けての支援を行う。</p> <p>1 相談窓口の運営 「くらしのサポートステーション～生活自立支援窓口～」</p> <p>(1) 周知・PR 活動3-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成・配付や広報紙等への制度・窓口案内の掲載などにより、区民への周知と理解を促進する。 ・周知普及のため「くらサポ通信」を発行するとともに、誰もが困った時に必要な情報にアクセスできるよう、情報発信を積極的に行う。 ・関係機関向けに事業説明と情報交換、ケース対応を兼ねた支援調整会議を開催をする。 ・相談につながりづらい方への対応として事業周知の機会の強化のほか出張相談会の実施する。 <p>(2) 相談支援 活動1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮につながる様々な課題を抱えた相談者への包括的な支援として、どのような相談もまずは受け止め、各関係機関と連携し、その人らしい自立を支援する。 ・SOSを出さない、または出せない潜在的なケースにも応じられるようアウトリーチ型の支援の強化を図る。 <p>(3) 住居確保給付金支給対象者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所や就労支援機関と連携し、申請手続き及び給付中の就労等自立に向けた支援を行う。 <p>(4) 家計改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けて家計相談を行うことで、相談者自身が安定した生活を目指せるような支援を行う。 ・必要な場合は、他制度を円滑に活用できるよう支援する。 <p>2 各支援機関との連携体制の構築</p> <p>(1) 他機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区の関係部署や区内の関係機関との連携体制の充実を図り、様々な支援における適時適切な対応力を強化する。 <p>(2) 社協内他部署との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者のニーズや背景を共有しながら他事業との連携や社会参加の機会となる社会資源を作り、連携体制を強化する。 <p>3 職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や都主催の研修へ参加する。 ・スキルアップのため職員勉強会を開催する。 <p>4 その他ワンストップ支援に必要な取り組み 活動3-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの方の居場所事業として軽作業や懇談をするくらポートを開催する。ゆるやかなつながりの場として社会参加体験、コミュニケーションを学ぶ機会とする。 ・生活困窮者の周囲の人や機関、団体が連携して取り組み、支援することで孤立・孤独をつくらぬ地域づくりを進める。 ・緊急的な食糧支援、年末年始応急支援パックの実施、生理用品の配布などを行う。 	

Ⅲ 収益事業

事業名	事業内容
1 自動販売機設置事業	・収益を社会福祉事業もしくは公益事業の経営に充当するため、自動販売機を設置する。

地域福祉活動計画：活動

中期経営計画：経営